

概要版(案)



多摩市

子ども・若者・ 子育てプラン



令和6年12月

多摩市

子ども・若者・子育てプランについて

1 計画策定の趣旨

今、生きづらさや困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。どのような環境に生まれ、暮らしていても、子ども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるように、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。

本計画は、令和4(2022)年4月に施行した「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例（以下、「子若条例」という。）」の目的や理念を前提として、子ども・若者を「まんなか」に据えて、子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にするまちづくりを推進するための計画です。

2 計画の位置付け

本計画は、「子若条例」の目的や理念を前提として、「こども基本法」とこれに基づく「こども大綱」を勘案し、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策を包含した「市町村こども計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「第3期子ども・子育て支援事業計画」を一体的に、「多摩市子ども・若者・子育てプラン」として策定するものです。

3 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即し、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会・経済情勢や子ども・若者の状況、ニーズの変化に応じて、計画内容の見直しを行います。

4 計画の対象

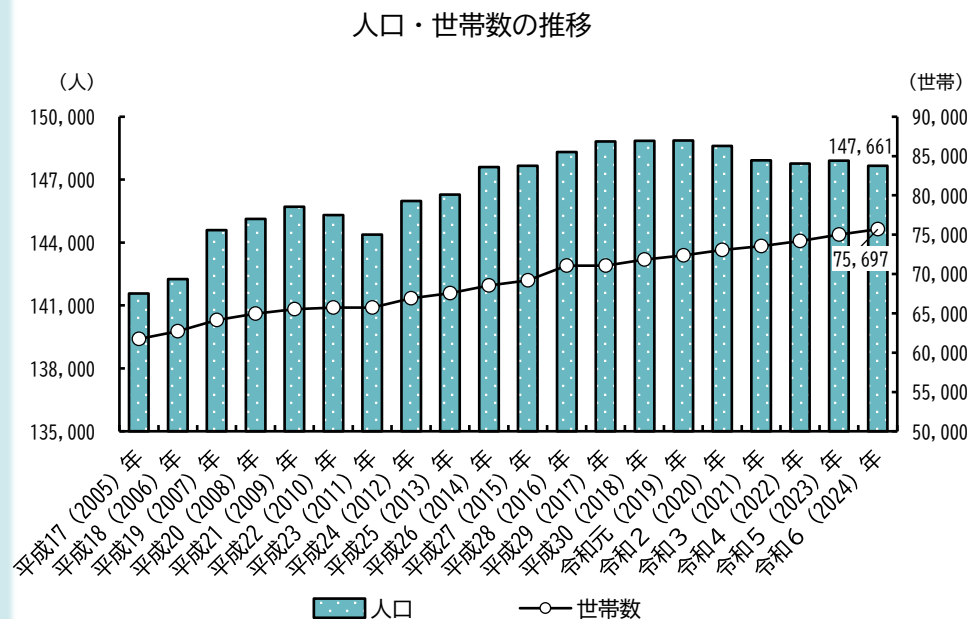
子どもの誕生前から39歳までの子ども・若者及び子育て当事者を対象とします。

多摩市の子ども・若者とその家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯数の推移

人口は令和元(2019)年までは増加傾向にあり、その後は、若干減少しましたが、ここ数年はほぼ横ばいの状況です。

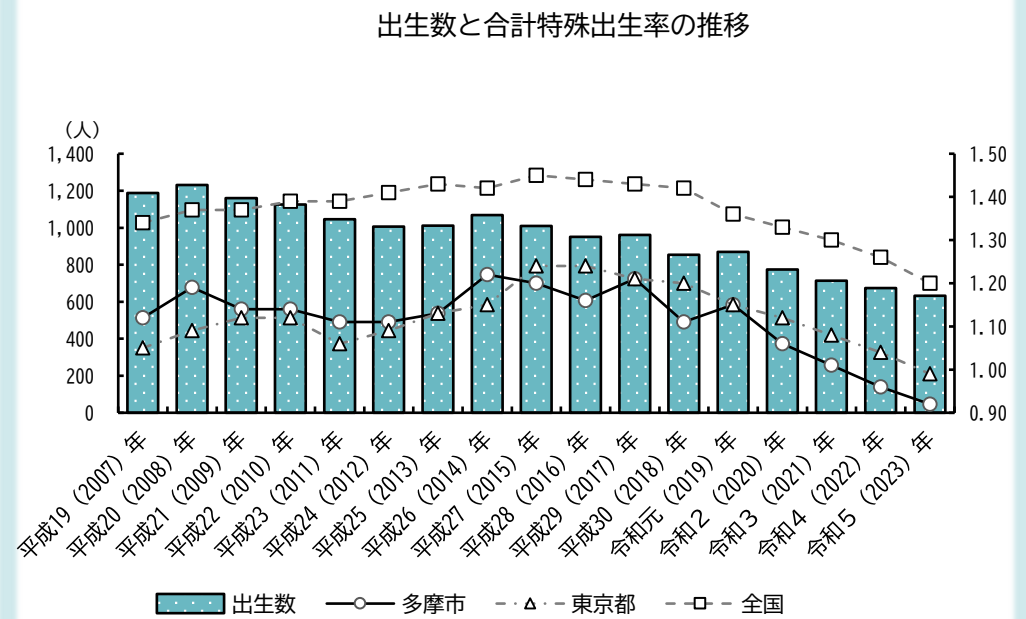
世帯数は、緩やかな増加傾向にあります。



2 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は、減少傾向にあり、平成28 (2016) 年以降は、1,000 人を下回り、令和5(2023)年には633人となっています。

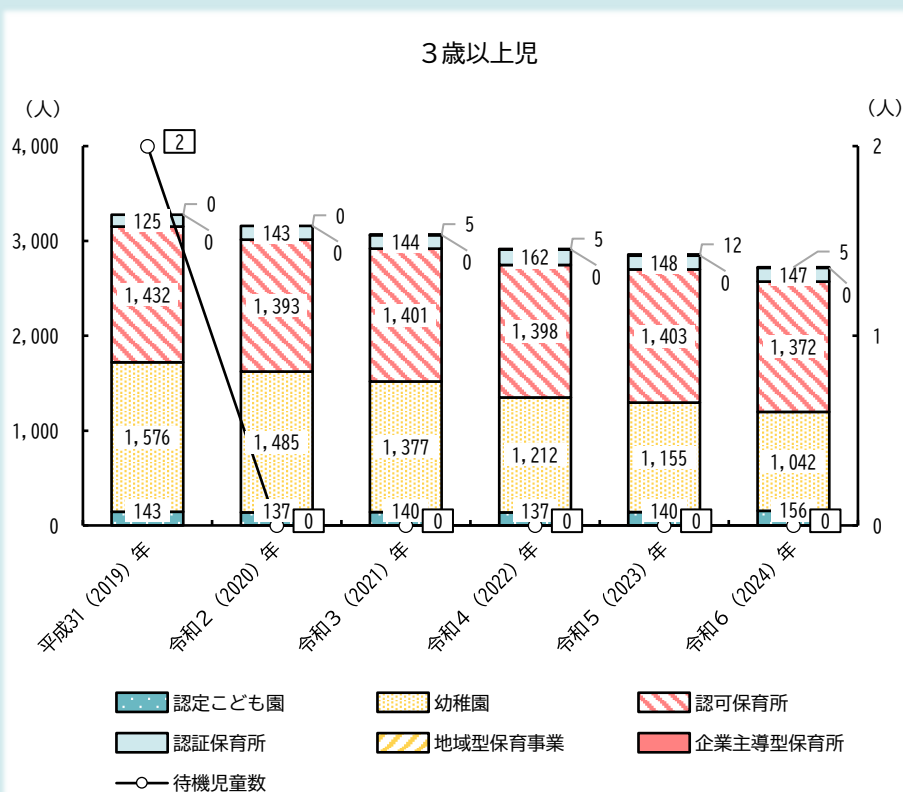
合計特殊出生率は、令和5(2023)年には0.92と4年連続の低下となり、1.0を下回っています。



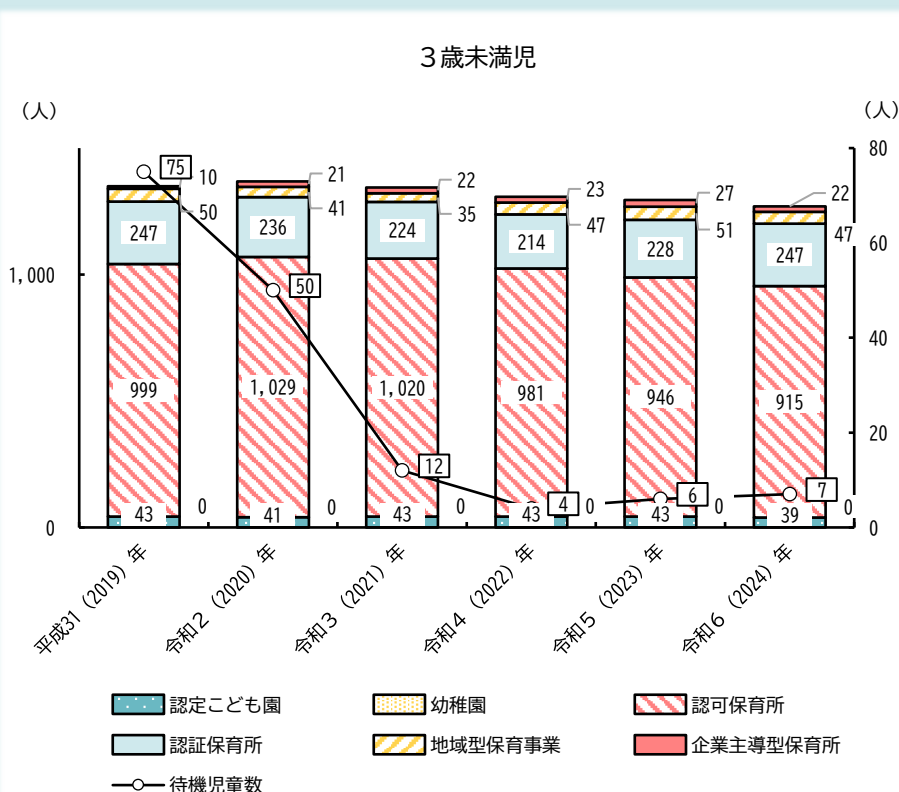
3 未就学児の就園状況

認可保育所就園児童数が最も多く、保育所、幼稚園等の就園児童数は、小規模保育事業所以外は若干減少傾向にあります。

待機児童数は、平成31(2019)年時点で77人でしたが、認可保育所等の新規整備や増改築等、計画的な定員の増員を図り、令和6(2024)年4月1日には、平成31(2019)年から70人減少して、待機児童数が7人となりました。



※地域型保育事業：家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所
資料：多摩市（各年4月1日時点）



※地域型保育事業：家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所
資料：多摩市（各年4月1日時点）

計画の基本理念と基本的な考え方

1 計画の前提となる「子若条例」の目的と理念

「子ども・若者・子育てプラン」は、子若条例の目的や理念を前提として、子ども・若者を「まんなか」に据えて、子ども・若者を誰一人取り残さず大切に作るまちづくりを推進するための計画です。

【子若条例の目的】

全ての子ども・若者が、自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望をもって成長できるまちの実現

【子若条例の基本理念】

- 子ども・若者の権利の保障
- 切れ目ない支援
- 意見表明・まちづくり参画
- さまざまな主体の相互協力・相互支援

2 計画の基本理念

全てのこどもや若者が自立した個人として尊重され、家族や地域に支えられながら、
将来にわたり希望をもって成長することのできるまちになる

3 基本的な考え方

- 子ども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら取組を推進します
- 子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目なく支援します
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図りながら、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう支援します
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに関する希望の形成と実現を支援します
- 家庭、地域（団体や事業者を含む）、関係機関、行政が連携・協働し、地域社会全体で子ども・若者を支援します

4 施策の体系

基本理念

基本方針

施策

具体的取組

全ての子どもや若者が自立した個人として尊重され、家族や地域に支えられながら、将来にわたり希望をもって成長することのできるまちになる

① 子どもや若者の権利を尊重し、自分らしく成長するために必要な支援を行います	1－(1)	子ども・若者の権利に関する理解促進	1－(1)－①	子ども・若者の権利に関する普及啓発
	1－(2)	子ども・若者の居場所の充実	1－(1)－②	子ども・若者の意見表明・参画の促進
	1－(3)	子ども・若者の権利侵害の防止	1－(2)－①	子ども・若者の居場所の充実
	1－(4)	子ども・若者の育ち支援	1－(3)－①	児童虐待・いじめ防止対策
② 子ども・若者の状況に応じた支援の充実を図ります	2－(1)	貧困対策の推進	1－(3)－②	社会的養護の推進
	2－(2)	障がい児(者)・医療的ケア児(者)等への支援	1－(3)－③	ヤングケアラー支援
	2－(3)	様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援	1－(4)－①	子ども・若者の育ち支援
			2－(1)－①	生活困窮家庭への支援
③ 子ども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援を行います	3－(1)	誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援	2－(1)－②	ひとり親家庭における子どもの生活の安定に向けた支援
	3－(2)	学童期から思春期までの切れ目ない支援	2－(2)－①	障がいのある子ども・若者への支援
	3－(3)	若者への切れ目ない支援	2－(2)－②	医療的ケア児(者)への支援
			2－(3)－①	非行や犯罪等から子ども・若者を守る取組
④ 子育て世帯が安心して子育てできる環境を整えます	4－(1)	子育てや教育に係る負担軽減	2－(3)－②	その他様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援
	4－(2)	親支援の充実	3－(1)－①	妊娠期からの切れ目ない保健・医療の確保
	4－(3)	ひとり親家庭への支援	3－(1)－②	幼児教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
	4－(4)	安全・安心なまちづくりの推進	3－(1)－③	幼児教育・保育の質の向上と保幼小連携
			3－(2)－①	学童期の保育の充実
			3－(2)－②	放課後の子どもの居場所の充実と健全育成
			3－(2)－③	いじめ、不登校、ひきこもりへの支援
			3－(3)－①	若者への就労支援等の推進
			3－(3)－②	少子化対策の推進
			4－(1)－①	家事・育児に係る支援
			4－(1)－②	経済的な負担軽減
			4－(2)－①	親支援の充実
			4－(3)－①	ひとり親家庭への支援
			4－(4)－①	安全・安心な社会環境の整備

基本方針	施策	具体的取組	概要	重点事業	関連事業
① 子どもや若者の権利を尊重し、自分らしく成長するために必要な支援を行います	(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進	① 子ども・若者の権利に関する普及啓発	子若条例の普及啓発を進めることで、子ども・若者自身に権利が保障されていることを知ってもらい、主体的な行動を促します。また、おとな世代は子ども・若者を権利の主体として尊重し、見守り等を自らの役割として認識するとともに、地域の団体、事業者等の様々な主体が相互に連携し、子ども・若者を見守り、応援する意識の醸成並びに理解促進を図ります。	子ども・若者の権利に関する普及啓発	人権啓発事業
		② 子ども・若者の意見表明・参画の促進	子ども・若者が自身の想いや考えを発信しやすい環境を整えることで、より多くの子ども・若者の参画を促します。様々な場面で子ども・若者自身の意見を聴き、取組に反映させることで、より暮らしやすいまちづくりを推進します。	子ども・若者の意見表明・参画の推進	若者のまちづくり推進事業
	(2) 子ども・若者の居場所の充実	① 子ども・若者の居場所の充実	子ども・若者が主体的に活動できる場を設け、様々な知識や経験を蓄えることで、自分から積極的に行動する力を育みます。悩みなどを抱えたときの相談先としての居場所があることで、事態の深刻化を防ぎ、早期支援につなげます。また、子ども食堂等、地域支援に取り組むことで、支援の充実を図ります。	児童館における子育て支援事業	子ども食堂推進事業／子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）
	(3) 子ども・若者の権利侵害の防止	① 児童虐待・いじめ防止対策	子どもへの虐待、いじめを防止する取組を推進し、子ども・若者が安心して過ごせる環境をつくっていくとともに、悩みや不安を相談できる環境を整えます。	児童虐待に関する予防・相談	いじめ防止に係る取組／電話教育相談子どもホットライン
		② 社会的養護の推進	家庭での養育が望ましくない児童などを社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を推進します。	社会的養護を必要とする子どもへの支援	—
		③ ヤングケアラー支援	ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）を早期に把握し、ヤングケアラー本人が自分の楽しみや将来について考え、年齢に応じた充実した経験や生活を送ることができるよう支援します。	ヤングケアラー支援の推進	—
	(4) 子ども・若者の育ち支援	① 子ども・若者の育ち支援	遊びや学び体験を通じて、子ども・若者の育ちの支援を行います。また、子若条例で規定した「挑戦する権利」の普及啓発を図り、子ども・若者の主体的な取組を支援するとともに、様々な挑戦を応援します。	児童館における子育て支援事業（再掲）	放課後子ども教室／子ども体験事業（大谷戸プレーパーク TAMA）

基本方針	施策	具体的取組	概要	重点事業	関連事業
② 子ども・若者の状況に応じた支援の充実を図ります	(1) 貧困対策の推進	① 生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭への支援を行い、生活に対する不安の解消や自立した生活への後押しを行います。あわせて、子ども・若者の学習面での支援を行うことで、学習機会の確保を図り、進学へのチャレンジを後押しし、将来的な希望の実現や進学を支援します。	就学援助制度	子どもの学習支援事業／生活困窮者等支援事業
		② ひとり親家庭における子どもの生活の安定に向けた支援	ひとり親家庭への状況に応じた相談支援や経済的な支援を行うことで、生活の安定や課題の解消を図ります。また、生活基盤を整え、自立に向けた支援を行います。	ひとり親家庭の子どもに関する相談支援	児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費助成制度
	(2) 障がい児(者)・医療的ケア児(者)等への支援	① 障がいのある子ども・若者への支援	障がいのある子どもや若者が、障害の状態に応じたサービスや事業の利用を推進し、自分らしく生活を送ることを支援するとともに、福祉の充実や向上を図ります。	障がい児等への福祉サービス	保育所における要支援児童への支援／学童クラブにおける要支援児童への支援／未熟児養育医療制度
		② 医療的ケア児(者)への支援	医療的ケア児(者)のいる家庭の負担軽減を図るため、行政や地域で医療的ケア児(者)を支えます。また、支援を推進するための基盤づくりを行います。	医療的ケア児(者)への支援	保育所等における医療的ケア児への支援／学童クラブにおける医療的ケア児への支援／未熟児養育医療制度(再掲)
	(3) 様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援	① 非行や犯罪等から子ども・若者を守る取組	子ども・若者を非行や犯罪から未然に防ぐ取組を行うとともに、再犯を防ぐ活動を行うことで、子ども・若者の健全な成長につなげ、安心して生活できる環境や地域づくりを推進します。	社会を明るくする運動	薬物乱用防止推進事業
		② その他様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援	様々な困難や悩みを抱える子ども・若者への支援を推進することで、課題の解決や子ども・若者の自立を支援します。	自殺防止に関する普及啓発	外国人のための日本語教室／LGBT電話相談



基本方針	施策	具体的取組	概要	重点事業	関連事業
③ 子ども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援を行います	(1) 誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援	① 妊娠期からの切れ目ない保健・医療の確保	母子への保健・医療の充実を推進し、子育て支援と母子保健の連携により子育て家庭を一体的に支援することで、胎児及び乳児の健康の保持及び増進を図ります。	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	子どもと家庭に関する総合相談／保護者への子育て知識の提供
		② 幼児教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	就学前の子どもに対する教育環境や保育環境を充実し、多様な幼児教育・保育ニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。	こども誰でも通園事業（乳児等のための支援給付）	病児・病後児保育事業／私立幼稚園等園児保護者補助事業
		③ 幼児教育・保育の質の向上と保幼小連携	よりよい教育環境・保育環境を維持・向上できるよう、質の高い幼児教育・保育の提供に向けた取組を推進します。また、保幼小連携の充実を図り、全ての子どもの学びや生活の基盤を育みます。	保育人材の定着・確保事業	保育施設等への指導監査／保幼小連携事業
	(2) 学童期から思春期までの切れ目ない支援	① 学童期の保育の充実	学童期の保育の充実を図ることで、安心して過ごすことができる環境を整え、遊びなどを通じて豊かな育ちへつなげます。	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	—
		② 放課後の子どもの居場所の充実と健全育成	放課後の子どもの居場所の充実を図り、遊び・体験活動を通じた仲間づくりや生き抜く力を育みます。また、地域と共に子どもの健全育成を支えます。	放課後子ども教室（再掲）	青少年問題協議会／地区委員会／児童館における子育て支援事業（再掲）
		③ いじめ、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもりなどによる、様々な困難を抱える子どもの悩みや不安の解消を図り、課題の解決に取り組みます。	スクールソーシャルワーカーの活用	不登校支援事業の推進／適応教室（ゆうかり教室）
	(3) 若者への切れ目ない支援	① 若者への就労支援等の推進	若者の就労支援を推進し、生活の自立を支援します。また、ひきこもりとなっている方やその家族への支援を行い、不安や悩みの解決、孤立の防止を図ります。	生活困窮者等支援事業（再掲）	就業労働相談事業
		② 少子化対策の推進	子どもを持つことへの希望を育み、子育てしやすい環境を整えることで、持続可能な地域づくりを推進します。	子ども・子育て支援施策の積極的周知・PR	—

基本方針	施策	具体的取組	概要	重点事業	関連事業
④ 子育て世帯が安心して子育てできる環境を整えます	(1) 子育てや教育に係る負担軽減	① 家事・育児に係る支援	子育てに係る家事や育児への支援を行い、保護者の負担を軽減することで、安心して子育てが行えるよう、取組を推進します。	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）（再掲）	ファミリー・サポート・センター事業／子育て世帯訪問支援事業
		② 経済的な負担軽減	幼児教育・保育の無償化など、妊娠期から子どもの年齢に応じて経済的な負担軽減を行うことで、子育て世帯を支援します。	幼児教育・保育の無償化	子どもの医療費助成制度／学校給食費無償化
	(2) 親支援の充実	① 親支援の充実	各種支援制度の周知などを図り、相談体制を充実させるとともに伴走型支援を行うことで、子育てを行う親の不安や悩みにかかる負担軽減を図ります。	利用者支援事業（子育てマネージャー）	子どもと家庭に関する総合相談／保護者への子育て知識の提供（再掲）
	(3) ひとり親家庭への支援	① ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する支援制度の周知を進め、世帯の状況に合った制度の利用を促し、生活の安定化を推進します。また、関係機関や民間団体などと連携し、必要な支援を行います。	ひとり親家庭の生活全般（経済的支援含む）に関する相談支援	児童扶養手当（再掲）／ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）
	(4) 安全・安心なまちづくりの推進	① 安全・安心な社会環境の整備	安全・安心に子育てができるよう支援するため、子ども・若者の視点に立った交通安全対策や防災・防犯教育等を行い、子育て世帯が暮らしやすいまちづくりを推進します。	公園の整備及び管理	防災教育の実施／道路整備事業



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、令和5(2023)年度に実施した利用ニーズ把握のための調査結果などを踏まえ、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量)を定めます。

1 教育・保育給付

- 満3歳以上で認定こども園、幼稚園で教育を利用する子ども(1号認定)

(単位:人)

多摩市全域		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①需要量の見込み		1,343	1,235	1,187	1,122	1,100
②確保方策	特定教育・認定こども園	375	375	375	375	375
	保育施設 幼稚園	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265
	現行制度施設 幼稚園	420	420	420	420	420
	計	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060

- 満3歳以上で認定こども園、保育所で保育を利用する子ども(2号認定)

(単位:人)

多摩市全域		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①需要量の見込み		1,201	1,104	1,061	1,003	983
②確保方策	特定教育・認定こども園	157	157	157	157	157
	保育施設 認可保育所	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
	その他 東京都認証保育所	133	133	133	133	133
	保育施設 企業主導型保育所	10	10	10	10	10
計		1,760	1,760	1,760	1,760	1,760

- 満3歳未満で認定こども園、保育所、地域型保育を利用する子ども(3号認定)

(単位:人)

多摩市全域		令和7 (2025)年度			令和8 (2026)年度			令和9 (2027)年度			令和10 (2028)年度			令和11 (2029)年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み		159	469	466	157	444	474	158	439	450	161	439	442	160	446	441
②確保方策	特定教育・認定こども園	6	18	19	6	18	19	6	18	19	6	18	19	6	18	19
	保育施設 認可保育所	205	375	435	205	375	435	205	375	435	205	375	435	205	375	435
	特定地域 小規模保育所	2	23	23	2	23	23	2	23	23	2	23	23	2	23	23
	家庭型保育事業所	0	4	5	0	4	5	0	4	5	0	4	5	0	4	5
	事業所内保育所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他 東京都認証保育所	80	114	112	80	114	112	80	114	112	80	114	112	80	114	112
	保育施設 企業主導型保育所	13	15	15	13	15	15	13	15	15	13	15	15	13	15	15
一時保育事業 定期利用保育		0	49	0	0	49	0	0	49	0	0	49	0	0	49	0
計		309	601	612	309	601	612	309	601	612	309	601	612	309	601	612

2 乳児等のための支援給付

年度		令和7 (2025)年度			令和8 (2026)年度			令和9 (2027)年度			令和10 (2028)年度			令和11 (2029)年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	人日	14	15	16	14	15	17	14	15	16	14	15	15	14	15	15
	確保方策 人日	15	16	16	29	32	34	29	32	34	30	32	33	30	32	33

※令和7(2025)年度は地域子ども・子育て支援事業として実施

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

● 基本型

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	箇所数	9	9	9	9	9
確保方策	箇所数	9	9	9	9	9

● こども家庭センター型

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1

● 地域子育て相談機関

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	箇所数	9	9	9	9	9
確保方策	箇所数	9	9	9	9	9

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	人	1,174	1,113	1,079	1,047	1,038
確保方策	箇所数	22	22	22	22	22



(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

（単位：人）

多摩市全域		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み		1,710	1,657	1,554	1,499	1,462
1年生		471	494	440	432	401
2年生		541	474	496	443	456
3年生		554	543	476	499	469
4年生		133	135	132	116	127
5年生		7	7	7	6	6
6年生		4	4	3	3	3
確保方策		1,921	1,921	1,921	1,921	1,921

(4) 子育て短期支援事業

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	日	201	190	184	179	177
確保方策	日	193	193	193	193	193

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	人	642	634	638	649	647
確保方策	訪問件数	642	634	638	649	647

(6) 養育支援訪問事業

（単位：件）

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み		3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施体制：民間事業者へ一部委託					

(7) 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	107,995	106,261	104,170	103,966	104,374
確保方策	箇所	10(1)	10(1)	10(1)	10(1)	10(1)

(8) 一時預かり事業

● 幼稚園における預かり保育

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	42,320	42,320	42,320	42,320	42,320
確保方策	人日	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000

● 保育所における一時保育

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	13,160	13,160	13,160	13,160	13,160
確保方策	人日	28,200	28,200	28,200	28,200	28,200

(9) 病児・病後児保育事業

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策	人日	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880

※聖蹟こどもTERRACEで実施する病児保育の受入れ枠は含まれていません。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込	人日	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
確保方策	人日	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

(11) 妊婦健康診査

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	642	634	638	649	647
確保方策	健診回数	14	14	14	14	14

(12) 子育て世帯訪問支援事業

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	117	114	110	107	104
確保方策	人日	117	114	110	107	104

(13) 児童育成支援拠点事業

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	615	604	587	568	549

(14) 親子関係形成支援事業

年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	364	354	344	333	324

コラム 子育てひろばOLIVE（オリーブ）

パルテノン多摩4階に令和4(2022)年3月27日にオープンした「こどもひろばOLIVE」は0歳から小学校3年生程度までのお子さんと、そのご家族が楽しく遊び、ゆっくり過ごせる木のぬくもりあふれるひろばです。

多摩産材の木製遊具で自由に遊べる「わくわくひろば」、赤ちゃんのご家族がゆったり過ごせる「よちよちルーム」、多摩中央公園の緑が望める「きらきらひろば」があります。親子で楽しめるイベントや一時保育サービスがあり、さらに専門スタッフに子育て相談ができる、子育て家庭が安心して過ごせる場所となっています。



(15) 妊婦等包括相談支援事業

年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数 691	妊娠届出数 683	妊娠届出数 687	妊娠届出数 699	妊娠届出数 697
	1組当たり 面談回数 3回	1組当たり 面談回数 3回	1組当たり 面談回数 3回	1組当たり 面談回数 3回	1組当たり 面談回数 3回
	面談実施 合計回数 2,073回	面談実施 合計回数 2,049回	面談実施 合計回数 2,061回	面談実施 合計回数 2,097回	面談実施 合計回数 2,091回
	確保方策 2,073回	2,049回	2,061回	2,097回	2,091回

(16) 産後ケア事業

年度		令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込	人日	780	806	852	908	947
確保方策	人日	780	806	852	908	947

コラム 多摩市は「こどもまんなか」

多摩市に関わるみんなで、子ども・若者を誰一人取り残さずに、大切にするまちを目指し、令和4(2022)年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行しました。この条例を推進し、「こどもまんなか」を実現するためには、市だけでなく地域の様々な主体が連携し、子ども・若者が切れ目ない支援を受けられる環境と、まちづくりに参画し活躍できる環境を整えることが大切です。

多摩市では「こどもまんなか」の取組をより分かりやすく推進し、市民のみなさんに親しみを持っていただけるよう、「こどもまんなか」ロゴを作成しました。今後、子ども・若者に係る様々な取組に活用し、「こどもまんなか」の取組を推進します。



コラム 待機児童対策の取組

多摩市では待機児童対策として、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて、保護者の利便性の高い市内駅周辺に認可保育所の整備を進めてきました。この取組により、令和元(2019)年4月の待機児童数が77人であったのに対し、令和4(2022)年4月に4人まで減少させることができました。

その後、少子化の影響により出生数は年々減少していますが、令和6(2024)年4月には聖蹟桜ヶ丘駅周辺の大規模マンション開発等による保育需要の高まりにより、待機児童数が7人となっており、地域偏在が生じています。

今後は、地域ごとのニーズを見極めて、施設整備によらない待機児童対策を推進することにより、地域偏在を解消し待機児童ゼロを目指します。



コラム 子どもの居場所としての児童館

「私には、苦しい時に頼れる『第二の家』があります。そこは、いつも明るく私を迎えてくれて、癒してくれます。私にとって第二の家は児童館です。小さい時から今までずーっとお世話になっています。皆さんも苦しい時は一人で抱え込まず、誰かに相談できることを願っています。」

このメッセージは、幼児の頃から児童館を利用してきた高校生が『児童虐待防止啓発推進月間』の際に寄せてくれたもので、児童館をとっても信頼してくれているということがよく分かる文章だと思います。

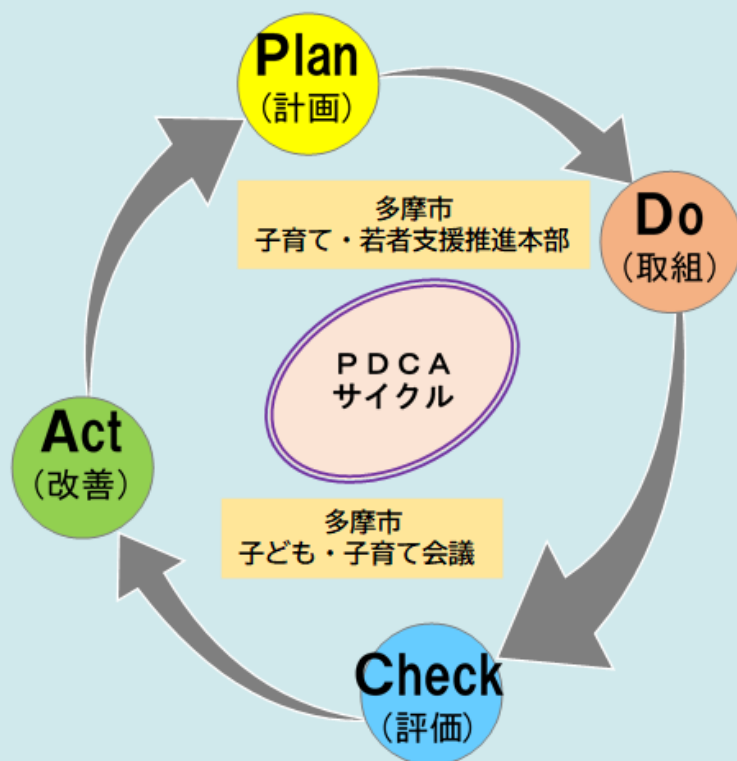


児童館はこれまで、0歳から18歳までの幅広い年齢層の子どもたちと、日常的に継続して関わり続けることで、信頼関係を築き上げてきました。これからも引き続き、このメッセージのように子どもたちから信頼される児童館であり続けたいと考えています。

計画の推進体制等

1 計画の推進状況の点検・評価

- 計画全体の推進状況は、基本方針や施策に基づく具体的取組の重点事業に設定した目標指標により、毎年度点検・評価を行います。
- 計画期間中に社会情勢の急激な変化等が生じた場合には、状況に応じて検討を行い、事業へ反映させるなど柔軟に対応していきます。



2 子ども・若者の権利を踏まえた計画の推進

- 「多摩市子ども・子育て会議」においては、子ども・若者の権利の観点からも、施策の内容や計画の推進状況について審議を行います。
- 本計画は、こども基本法や子若条例などを前提としており、いずれの施策も子ども・若者の権利に深く関連することから、計画全体を推進していくことで、子ども・若者の権利の保障の実現を図っていきます。

3 関係機関等との連携

- 本計画の推進にあたっては、地域や関係機関との連携が不可欠です。また、それぞれの施策を展開するためには、市のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、子ども・若者と関わる事業者、企業などの関係機関・団体の協力が必要です。
- 一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することが、地域全体で取り組むべき課題であるという共通の認識のもとに、相互に連携・協働して取り組んでいくことが大切です。

コラム 多摩市子どもみらい会議

多摩市教育委員会では、平成 21（2009）年から「2050 年の大人づくり」をスローガンに、市内の公立小中学校全校で ESD（持続可能な開発のための教育）を推進しています。また、平成 27（2015）年から子どもたちの ESD の取組の発表の場として、「多摩市子どもみらい会議」を開催しています。

「多摩市子どもみらい会議」では、子どもたちが地域社会の一員として意見を表明し、まちづくりに参画するため、ESD の取組から学んだことを基に、多摩市職員とともにできることを考え、提案とメッセージを発信しています。

多摩市として、子どもたちからの提案とメッセージを受け止め、対応の方向性について子どもたちにフィードバックしていきます。



コラム 子ども・誰でも食堂

「子ども食堂」とは、地域の団体等が子どもやその家族に、無料または低価格で栄養のある食事を提供して、「地域交流の場」や子どもの「見守りの場」を提供する活動です。

また、近年は子どもに限らず若者から高齢者まで気軽に食事ができる「誰でも食堂」も増えており、こうした活動は、子どもにコミュニケーションや豊かな食体験につながる「共食の機会」を提供し、地域の食育に貢献しています。

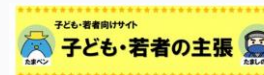
多摩市では、子ども食堂・誰でも食堂を運営する団体に補助金を交付し、その活動を支援することで、子どもの居場所の充実に取り組んでいます。



コラム 子ども・若者向けサイト「子ども・若者の主張」

子ども・若者が自身の想いや考えを発信し、まちづくりに参画しやすい環境を充実させるために、子ども・若者向けのポータルサイトを運営しています。本サイトでは、子ども・若者向けのワークショップやその他体験等ができるイベント、相談に関すること等の情報をまとめ、発信しています。多摩市に直接提案・提言することができるページもありますので、是非一度アクセスしてみてください。

また、本サイトを通じて、子ども・若者から川柳を募集するなど、気軽に意見表明ができる取組も実施しています。今後も多摩市では、子若条例に基づき、子ども・若者が意見を表明し、まちづくりに参画しやすい環境や機会の充実に取り組んでいきます。



ページ番号1014491 | 更新日 2024年5月21日

このサイトには、子ども・若者（おおむね30歳代までの方）のみなさんが自分の意見や考えを発信したり、多摩市のまちづくりに参加できるイベントの情報や、相談に関する情報などをのせています。下にある入り口をクリックしてください！



◀サイトはこちら



コラム たまこどもフェス

多摩市では、令和6(2024)年8月25日に初めて「たまこどもフェス」を市内永山公民館、永山北公園、グリナード広場で開催しました。「たまこどもフェス」は、「こども」を「まんなか」に据えて、子どもや若者、保護者が遊びながら学ぶことができるイベントです。市内幼稚園や保育所が参加し、子育て関連団体等が協力して遊びや体験を通じて多摩市の子育て環境のPRを行い、約1万人の子育て世帯が来場しました。

来場した保護者からは、「多摩市が子育てに力を入れているのが伝わった」、「今後も子どもやママパパのためにフェスを続けてほしい」といった声をいただきました。

今後も、幼稚園や保育所をはじめとした子育て関連団体と連携し、「こどもまんなか」の取り組みを進めるとともに、「子育てするなら多摩市！」を発信していきます。



コラム 多摩市立中央図書館の開館

令和5(2023)年7月1日に多摩中央公園の一角に多摩市立中央図書館を開館しました。多摩中央公園に面した2階は公園の緑を感じながら読書もおしゃべりも楽しめ、レンガ坂に面した1階は洞窟のような雰囲気と多くの本に囲まれ、静かに読書や調べものができます。目的に合わせ、子ども連れの親子から学生、おとなまで様々な世代の方に利用されています。

また図書館や本を楽しむきっかけづくりとして本のテーマ展示やさまざまなイベントを職員だけでなく、近隣の書店や市民と協働し開催しています。



コラム 「あなたのいばしょチャット相談」と事業連携

多摩市とNPO法人あなたのいばしょは、孤独・孤立・自殺対策事業として、令和6(2024)年8月に相談事業における連携協定を締結しました。協働して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

あなたのいばしょでは、24時間365日、年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口を開設しています。多摩市は、「あなたのいばしょチャット相談」の周知を行ない、希望に応じて、同意が得られた相談者については、関係機関が連携して課題解決を支援します。

子ども・若者が必要な支援に確実につながることができる仕組みづくりの一環として、対面での相談や電話相談よりもアクセスしやすいチャット相談を、たま広報や市公式HPなどで広く周知していきます。



